

正しいはかりを使いましょう

定期検査（計量法第19条）

計量法では、取引や証明に使用する「はかり」は、2年に一度、都道府県知事又は特定市町村の長が行う「定期検査」を受けるよう義務付けられています。

特定計量器（はかり及び分銅・おもり）

取引や証明に使用する「はかり」は、「検定証印」又は「基準適合証印」が付されている「はかり」しか使用できません。

※ 検定証印等が刻印されている場所は、「はかり」の種類によって多少異なりますが、側面のプレートに刻印されています。



検定証印



基準適合証印

家庭用マークの付いた「はかり」は、取引・証明には使用できません。

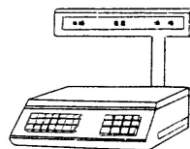


定期検査の実施時期・地区

帯広市では、次のとおり市内を2分割し、隔年で検査を行っています。

検査の時期	検査地区
偶数年（2020年、2022年・・・）	西4条以東の区域及び愛国町、川西町、大正町、その他の郊外地区
奇数年（2021年、2023年・・・）	西5条以西の区域（ただし、愛国町、川西町、大正町、その他の郊外地区を除く）

検査手数料（現金で納入）



「はかり」のひょう量(計量できる最大値)や種類によって異なります。
主な手数料は次のとおりです。

種 類	能 力	手 数 料
直線目盛のはかり	————	350円
機械式はかり	100kg以下	700円
	250kg以下	1,100円
電気式はかり	100kg以下	1,800円
	250kg以下	2,400円

※ 最小目量がひょう量の1万分の1未満のもの・・・各手数料の2倍

定期検査の結果

合格した「はかり」には、定期検査済証印(合格シール)が貼付されます。
帯広市の定期検査済証印（合格シール）



不合格になった場合は、検定証印等を抹消し、不合格シールを貼付し、不合格票を交付します。

定期検査を受けないで使用した場合

定期検査を受けていない「はかり」を取引又は証明に使用した場合、50万円以下の罰金が科されます。（計量法第173条第1号）

【問合せ先】

帯広市 経済部 商業労働室 商業労働課 労働消費係
〒080-8670 帯広市西5条南7丁目1
TEL: 0155-65-4132
FAX: 0155-23-0172

